

○勝央町マスコットキャラクター使用取扱要綱

(平成 24 年 12 月 26 日告示第 90 号)

改正 平成 25 年 2 月 18 日告示第 16 号 令和 2 年 2 月 10 日告示第 19 号
令和 3 年 4 月 30 日告示第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、勝央町マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）
の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 キャラクターは、次のとおりとする。

(1) 名称は、「きんとくん」という。

(2) デザインは、勝央町（以下「町」という。）が定めた次の基本デザイン及び町長
が別に定めるその展開デザインとする。

基本デザイン



(キャラクターの使用)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (3) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 第5条第1項ただし書に抵触せず、個人又は家庭において、使用するとき。
- (6) その他町長が適当と認めたとき。

(使用の承認申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、勝央町マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用承認)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しないものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に関するものに使用すると認められるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (7) 不適切な媒体等での利用やずさんな改変等により、町およびキャラクターをおとしめるおそれがあるとき。
- (8) その他町長が使用について不適當と認めたとき。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、勝央町マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、当該使用を不適當と認めたときは、勝央町マスコットキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

4 町長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の遵守事項)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。

- (2) 形、色等の規格に沿って正しく使用すること。ただし、単色（1色）での使用は可とする。
- (3) 使用前に当該使用物件に係る見本品を速やかに提出すること。ただし、見本品の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (4) 原則として、イラストの周囲に「勝央町マスコットキャラクター きんとくん」と表記すること。
- (5) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) その他内容等に変更が生じた場合は、町の許可を受けること。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用承認の期間)

第8条 キャラクターの使用承認の期間は、使用を承認した日が属する年度の3月31日を限度として町長が決定する。

- 2 使用承認の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、新たに使用承認を受けなければならない。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ勝央町マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けるものとする。

- 2 町長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、勝央町マスコットキャラクター使用変更承認通知書（様式第5号）により、通知するものとする。
- 3 第5条及び第6条の規定は、承認内容の変更の場合において準用する。

(権利の設定の禁止)

第10条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(使用承認の取消し)

第11条 町長は、使用者がこの告示及び承認の内容に違反していると認められるときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、キャラクターの使用承認取消しについてその理由を明記した書面をもって通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用物件を使用してはならない。
- 4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(損害賠償)

第12条 この告示及び承認の内容に違反する行為をした者は、これにより町に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(キャラクターに関する権利)

第13条 キャラクターに関する一切の権利は、町に属する。

(町の責任)

第14条 使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、町は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(庶務)

第15条 キャラクターの使用に関する庶務は、産業建設部において処理する。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの使用の取扱いに関する必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月18日告示第16号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年2月10日告示第19号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月30日告示第49号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の勝央町マスコットキャラクター使用取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る承認について適用し、同日前の申請に係る承認については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

勝央町マスコットキャラクター使用不承認通知書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

勝央町マスコットキャラクター使用変更承認申請書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

勝央町マスコットキャラクター使用変更承認通知書

[別紙参照]